

[illegible]

令和8年9月

観音寺市告示第191号

令和8年第3回観音寺市議会定例会の招集について
令和8年第3回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年8月25日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- 1 招 集 の 日 令和8年9月1日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和 8 年第 3 回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 認定第 1 号 令和 7 年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 認定第 2 号 令和 7 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 3 号 令和 7 年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 4 号 令和 7 年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 5 号 令和 7 年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 6 号 令和 7 年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 7 号 令和 7 年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 8 号 令和 7 年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 9 号 令和 7 年度観音寺市下水道事業会計決算認定について
- 10 議案第 53 号 観音寺市監査委員条例の一部改正について
- 11 議案第 54 号 観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 12 議案第 55 号 観音寺市税条例等の一部改正について
- 13 議案第 56 号 観音寺市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 14 議案第 57 号 観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 15 議案第 58 号 観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 16 議案第 59 号 観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 17 議案第 60 号 農業委員の任命について
- 18 議案第 61 号 令和 8 年度観音寺市一般会計補正予算（第 2 号）
- 19 議案第 62 号 令和 8 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 20 議案第 63 号 令和 8 年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 1 号	令和 7 年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 2 号	令和 7 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 3 号	令和 7 年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 4 号	令和 7 年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 5 号	令和 7 年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 6 号	令和 7 年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 7 号	令和 7 年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 8 号	令和 7 年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり

令和 8 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

令和 7 年度決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 9 号	令和 7 年度観音寺市下水道事業会計決算認定について	別冊のとおり
---------	----------------------------	--------

令和 8 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

議案第53号

観音寺市監査委員条例の一部改正について

観音寺市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市監査委員条例の一部を改正する条例

観音寺市監査委員条例（平成17年観音寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第11条中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

災害応急作業等手当の支給額の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年観音寺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第11条第2項」に改める。

第3条第1項中「手当」を「特殊勤務手当」に改め、同条第2項中「手当」を「特殊勤務手当」に、「観音寺市職員の給与に関する条例（平成17年観音寺市条例第48号）」を「観音寺市職員の給与に関する条例」に改める。

別表10災害応急作業等手当の項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の観音寺市職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第55号

観音寺市税条例等の一部改正について

観音寺市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市税条例等の一部を改正する条例

(観音寺市税条例の一部改正)

第1条 観音寺市税条例（平成17年観音寺市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「もの」を「者」に改める。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有

するものに限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者に限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下である者に限る。)を有するもの

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「政令第48条の9の7の3」を「政令第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第64条第1項及び第124条第1項中「もの」を「者」に改める。

附則第6条中「平成30年度から令和9年度まで」を「平成30年度以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「法附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「法附則第34条の2第5項」を「法附則第34条の2第6項」に、「法附則第34条の2第10項」を「法附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をしたときにおいて地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号

資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3） 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（4） 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（観音寺市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 観音寺市税条例の一部を改正する条例（平成26年観音寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中観音寺市税条例第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中観音寺市税条例63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第1条中観音寺市税条例第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中観音寺市税条例附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の観音寺市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の観音寺市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の観音寺市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」と

いう。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の観音寺市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個

人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第63条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第56号

観音寺市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

観音寺市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市子ども医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第57号

観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第58号

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第59号

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年観音寺市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

農業委員の任命について

観音寺市農業委員会の農業委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

住 所	観音寺市大野原町	
氏 名	まなべ 眞鍋 よしゆき 善行	
生年月日	昭和25年	

（提案理由）

高橋武志委員が辞任したことに伴い、後任委員の任命について議会の同意を求めるため、本案を提出するものである。

令和 8 年度補正予算について

議案第61号	令和 8 年度観音寺市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊のとおり
議案第62号	令和 8 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）	別冊のとおり
議案第63号	令和 8 年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊のとおり

令和 8 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩